

令和7年5月18日執行

## 日高川町長

### 選挙の結果

現職の久留米 啓史(無所属)が無投票で再選されました。

# 「あゆの助の妹」の愛称を募集します!

愛称を次のとおり募集しますので、ぜひふるってご応募ください。

**募集期間** 令和7年6月1日(日)～令和7年6月30日(火) ※当日消印有効

**応募資格** 町内在住の方

**応募方法**

- 応募用紙(下部)を応募箱に投函

応募箱設置場所は、企画政策課、各地域振興課、寒川出張所です。

**2 次の内容を記載したものを郵送、FAX、電子メールで企画政策課宛に送付**

- ・あゆの助の妹の名前(ふりがな)をつけてください。
- ・あゆの助の妹の名前の由来や理由
- ・応募される方の住所、お名前(ふりがな)、電話番号、年齢層(未就学児、小学生、中学生、高校生以上(一般))

**3 Logoフォームから応募**

右の二次元コードまたはアドレス(<https://logoform.jp/form/beX6/1036374>)をご利用ください。

**結果発表** 合併20周年記念式典、町広報、ホームページ等により発表します。

応募条件などの詳細は、HPをご覧ください。



HP



Logoフォーム

#### 「あゆの助の妹」はこんな女の子!!



日高川町の日当たりのいいどこかのみかん畠で生まれた町娘。

##### ●性格

しっかり者で、いつも元気な女の子のねこ。ただし、お兄ちゃんのあゆの助と一緒にいるときは甘えんぼうな一面も…!

##### ●チャームポイント

頭についている3つのみかん。

##### ●趣味

かわいい柄の着物を探すこと。今のお気に入りはみかん柄。

##### ●特技

みかんの品種が分かること、おいしいみかんを見分けられること。

##### ●好きなこと

日高川町のPRイベントに参加すること、日当たりのいい場所で丸くなること、こたつでみかんを食べること。

##### ●これから頑張りたいこと

日高川町のPR活動と日高川町産のみかんや農産物がおいしいことをみんなに知ってもらうこと。

#### 日高川町公式ゆるキャラ「あゆの助の妹」愛称応募用紙

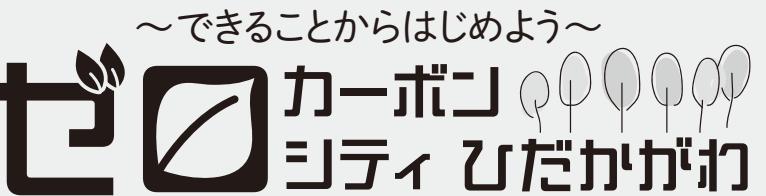
<b>ふりがな</b>				
<b>愛称</b>				
<b>由来または理由</b>				
<b>応募者</b>	<b>ふりがな</b>	<b>住所</b>	日高川町	
	<b>氏名</b>			
	<b>連絡先</b>			
1 未就学児    2 小学生    3 中学生    4 高校生以上(一般)		※あてはまる番号を○で囲んでください。		

お問い合わせ(送付先) 〒649-1324 日高川町大字土生160番地 日高川町役場 企画政策課  
☎0738-23-9511 FAX:0738-22-1767 電子メール:kikaku@town.hidakagawa.lg.jp

令和7年4月1日付けで、左記3名の方  
が町長と自衛隊和歌山地方協力本部長との  
連名から行政相談委員に委嘱されました。  
自衛官募集相談員は、自衛官志願者と町  
自衛隊との架け橋となり、自衛隊に関する  
情報提供、相談、アドバイスなどを行つて  
います。自衛隊を目指している方、興味のある  
方は、お気軽にご相談ください。  
(敬称略)



令和3年11月ゼロカーボンシティ宣言 2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指します



## 日高川町住宅用蓄電池システム等設置補助金のご案内

日高川町では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに寄与するため、蓄電池システム等の設置に要する費用の一部を補助します。

### ○蓄電池システム 最大20万円

※設置費用の3分の1以内(最大20万円)

※太陽光発電システムと常時接続されていること

### ○太陽光発電システム 最大10万円

※蓄電池システムを同時に設置する場合に限る

※10kw未満の住宅用で未使用のものに限る

※1kw当たり20,000円(最大10万円)



要件等がありますので、詳細は町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 企画政策課 ☎0738-23-9511

#### ○補助対象者

〈次の全ての要件にあてはまる方〉

- ①日高川町内に住所を有している者
- ②日高川町税等を滞納していないこと(補助対象者と同一世帯に属するものを含む)
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ④過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者
- ⑤次のいずれかに該当する者
  - ア 自らが居住する又は居住しようとする本町内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)に未使用の太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する者
  - イ 自らが居住する又は居住しようとする本町内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)に既に設置された太陽光発電システムと連携する未使用の蓄電池システムを設置する者

